

女川原子力発電所2号機における所内常設直流電源設備(3系統目)の設置等に関する事前協議への回答について

1 概要

令和5年7月3日に東北電力株式会社から、「女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定書」第12条に基づき事前協議を受けていた、女川原子力発電所2号機における「所内常設直流電源設備(3系統目)の設置(別紙1参照)及び固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更(別紙2参照)」について、今月5日、東北電力に対し、回答を行ったもの。

2 回答に当たったの確認事項

- (1) 発電用原子炉の設置及び運転のための技術的能力
- (2) 所内常設直流電源設備(3系統目)の安全設計
- (3) セメント固化式固化装置の安全設計
- (4) 重大事故等対処施設及び重大事故等対処に係る技術的能力

3 確認の結果

県では、東北電力からの設置変更許可申請が基準に適合していると判断した原子力規制委員会の審査結果に基づき2(1)から(4)について確認するとともに、女川町及び石巻市と連携し、立入調査で所内常設直流電源設備(3系統目)の設置予定場所等を確認した。

これらのことから、当該設備を設置又は変更することについては、地域住民の健康を守り、生活環境の保全を図ることに鑑み、支障が無いものと判断した。

4 回答及び要請の内容

事前協議に対しては、了解する旨回答するとともに、東北電力に対し、以下の事項を要請した。

- ① 各種の工事に当たっては、既存の設備へ影響を与えぬよう原子力発電所の安全性の確保に努めるとともに、作業に当たっては、安全第一で実施すること。
- ② 所内常設直流電源設備(3系統目)は、重大事故等に対処するための重要な施設であることから、設置後は適切な設備の維持・管理を行うこと。
- ③ 万が一の重大事故等の発生に備え、訓練等により力量の維持・向上に常に努めること。

なお、県と登米市、東松島市、涌谷町、美里町及び南三陸町が締結した「『女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定書』に係る覚書」に基づき、当該市町に対し、県の回答内容を説明したところ、美里町から意見の提出があったので、当該意見を付して回答している。

5 今後の対応

県としては、住民の安全を最優先する立場から、今後も工事状況や女川原子力発電所の安全性を立入調査等により確認していく。

女川2号機における所内常設直流電源設備(3系統目)の設置(概要)

東北電力株式会社報道発表資料
を一部加筆

【設置済み】



蓄電池

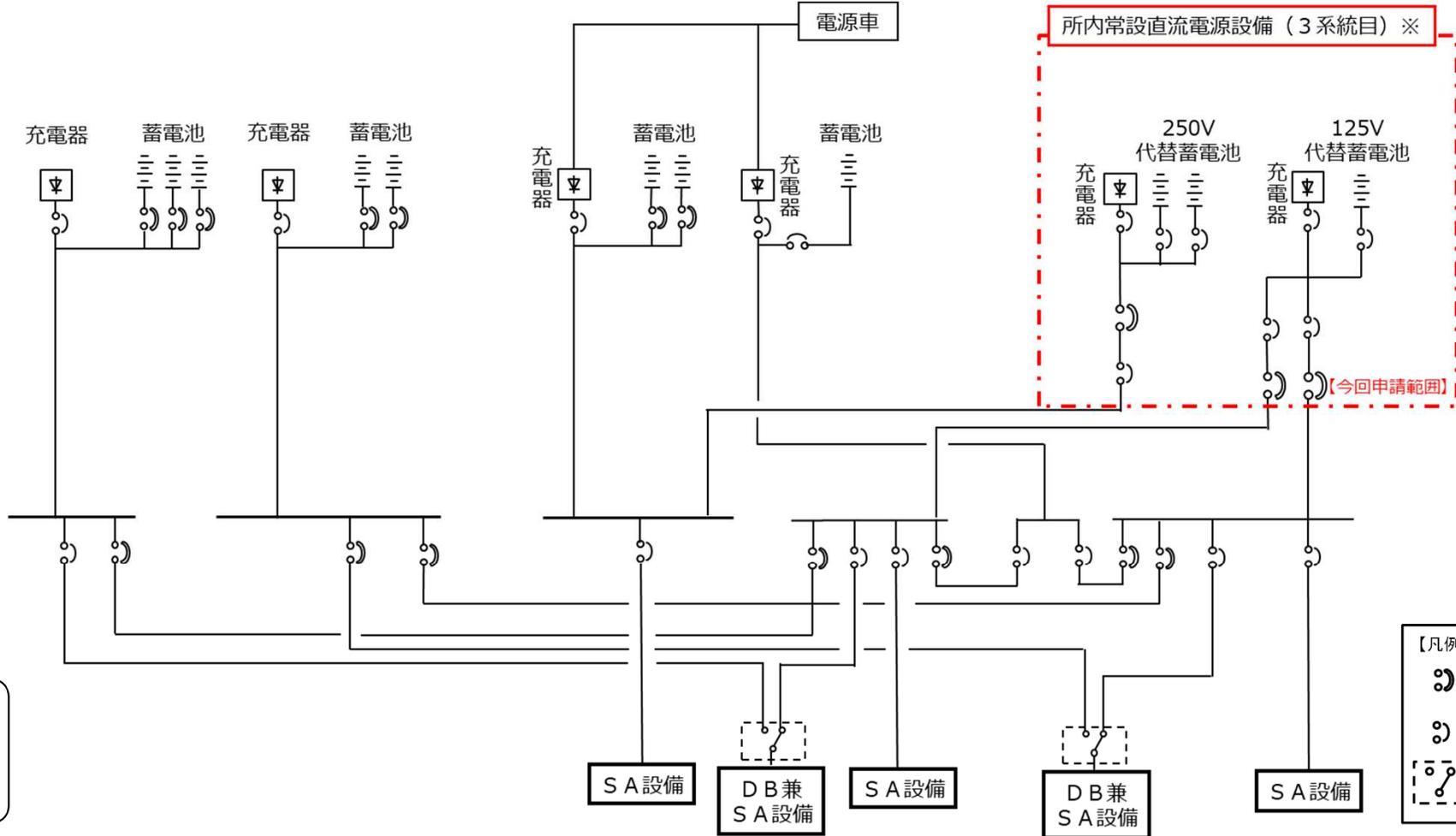
【設置済み】



【追加設置】



蓄電池



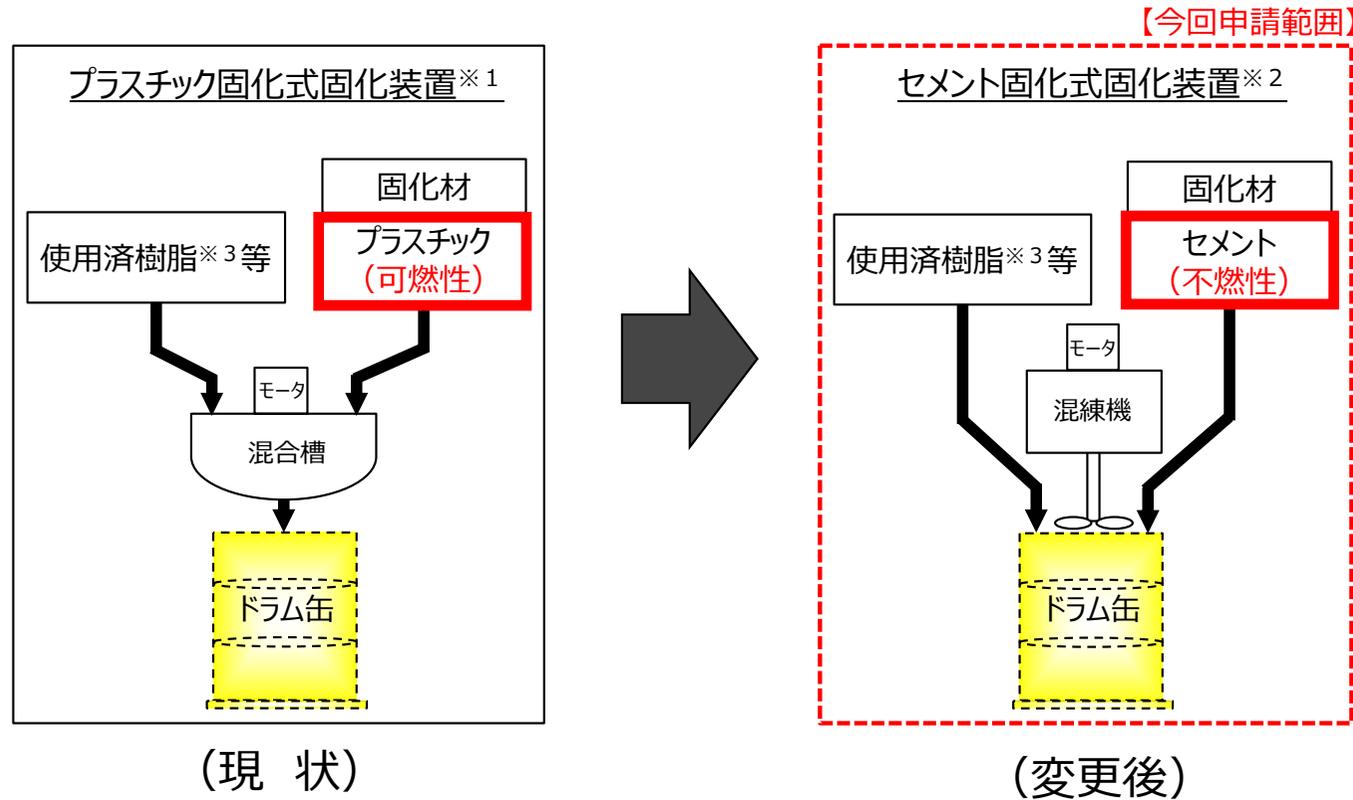
DB : 設計基準事故
対処設備
SA : 重大事故等
対処設備

【凡例】
 : 低圧遮断器
 : 配線用遮断器
 : 切替盤

※ 新規制基準において、本体施設の設置等に関わる工事計画認可から5年以内（2026年12月22日まで）に設置することが求められている

女川2号機における固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更(概要)

【固化材変更の簡略図】



- ※1 固化材にプラスチックを使用する。新規規制基準適合性審査において、固体廃棄物処理系固化装置の固化材に、可燃性であるプラスチックを使用しないことを前提に火災防護対策の確認を受けている。
- ※2 固化材にセメントを使用する。
- ※3 発電所で使用する水を浄化するために使用したイオン交換樹脂